

軽自動車税の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障害を有する方が所有する軽自動車(原動機付自転車を含む)は、申請により軽自動車税が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行ってください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免されます。詳細につきましては、事前に税務課までお問い合わせください。

■申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障害者本人であること)

④印鑑認印可)

⑤決定通知書・納付書(4月中旬に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。)

⑥軽自動車税減免申請書

⑦生計同一・常時介護証明書

※⑦については、身体障害者等本人以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑥軽自動車税減免申請書および⑦生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

■受付期限

決定通知書到着後から平成21年4月23日(木)まで(納期限7日前)

※土日および郵送等による申請のほか、受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎6570

有線⑤5093

地域特産物マイスターに認定

寺澤清 穂さん(三十坪)



▲認定を受ける寺澤さん



▲議論も行われました

このたび、寺澤清穂さんが、日野菜分野において滋賀県で初めて、地域特産物マイスターに認定され、2月23日(月)に東京で開催された「第8回地域特産物マイスターの集い」で認定を受けられました。

地域特産物マイスターとは、地域特産物の生産、加工等の分野で多年の経験と卓越した技術・技能を有し、産地育成の指導者や地産地消活動のリーダーとなる人を認定する制度です。また、技術の伝承と開発、相互交流と組織化等を進め、地域特産物の振興や地域の活性化を図る目的の制度となっています。(財)日本特産物協会が認定したマイスターは、平成20年度現在165名となっています。

寺澤さんは、就農以来、日野菜の栽培に取り組み、活動を続けておられ、今後、マイスターとして日野菜に関する技術の普及、助言、支援等の活動が行われます。気軽に声をかけください。

「手作り工房ローゼ」が

優良賞を受賞

このたび、「手作り工房ローゼ」が社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会の農山漁村女性チャレンジ活動表彰で、優良賞(農山漁村女性・生活活動支援協会会長賞)を受賞されました。

「手作り工房ローゼ」は、ブルームの丘内の加工所を拠点に、ジャム加工・お菓子作りを中心に活動されています。今回、農林漁業および農山漁村生活の充実と開発に優れた活動の実績をもち、男女共同参画推進のため積極的に活動している女性の集団として表彰されました。

受賞おめでとうございます。



守ろう地球、
防ごう地球温暖化!!

「緑の募金」運動にご協力をお願いします

みどりの月間：4月15日(水)～5月14日(木)
みどりの日：5月4日(月)